

道路の構造の技術的基準等を定める条例	道路法等
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第三十条第三項、第四十四条第一項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定に基づき、道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。</p>	
<p>(道路の構造の技術的基準)</p> <p>第二条 法第三十条第三項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 幅員</li> <li>二 線形</li> <li>三 視距</li> <li>四 勾配</li> <li>五 路面</li> <li>六 排水施設</li> <li>七 交差又は接続</li> <li>八 待避所</li> <li>九 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設</li> <li>十 前各号に掲げるもののほか、道路の構造について必要な事項</li> </ol>	<p>道路法（昭和27年法律第180号）</p> <p>(道路の構造の基準)</p> <p>第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 通行する自動車の種類に関する事項</li> <li>二 幅員</li> <li>三 建築限界</li> <li>四 線形</li> <li>五 視距</li> <li>六 勾配</li> <li>七 路面</li> <li>八 排水施設</li> <li>九 交差又は接続</li> <li>十 待避所</li> <li>十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設</li> <li>十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度</li> <li>十三 前号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項</li> </ol> <p>2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令により定める。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p>
<p>(沿道区域の指定の基準)</p> <p>第三条 法第四十四条第一項に規定する沿道区域の指定の基準は、当該道路の各一側について、次に掲げる場合においては幅20メートル以内とし、その他の場合においてはその路面総幅員の2.5倍以内で20メートルを超えない範囲内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 道路の屈曲部でその中心線半径が特に小さいとき。</li> <li>二 道路に隣接して並木又は密生した竹木があるとき。</li> <li>三 道路に隣接して土、砂、石又は鉱石等の採取場、高い擁壁、用水路、排水路その他これらに類するものがあるとき。</li> <li>四 道路と鉄道とが平面交差しているとき。</li> </ol>	<p>山口県沿道区域指定基準条例（昭和32年山口県条例第44号）</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第四十四条第一項の規定に基く沿道区域の指定の基準は、当該道路の各一側について、次に掲げる場合においては幅20メートル以内とし、その他の場合においてはその路面総幅員の2.5倍以内で20メートルをこえない範囲内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 道路の屈曲部でその中心線半径が特に小さいとき。</li> <li>二 道路に隣接して並木又は密生した竹木があるとき。</li> <li>三 道路に隣接して土、砂、石又は鉱石等の採取場、高い擁壁、用水路、排水路その他これらに類するものがあるとき。</li> <li>四 道路と鉄道とが平面交叉しているとき。</li> </ol> <p>道路法</p> <p>(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)</p> <p>第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。</p>

	<p>2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
<p>(道路標識の寸法)</p> <p>第五条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、次に掲げる道路標識（柱の部分を除く。）ごとに規則で定める。</p> <p>一 案内標識</p> <p>二 警戒標識</p> <p>三 前二号に掲げる道路標識に附置される補助標識</p>	<p>道路法</p> <p>(道路標識等の設置)</p> <p>第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。</p> <p>2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</p> <p>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）</p> <p>(条例で寸法を定める道路標識)</p> <p>第三条の二 道路法（昭和27年法律第180号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱部分を除く。）とする。</p>
<p>(立体交差とすることを要しない場合)</p> <p>第四条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該交差が一時的である場合</p> <p>二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく<b>超える</b>場合</p>	<p>道路法</p> <p>(道路等との交差の方式)</p> <p>第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設（以下この条、次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。）と交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>道路法施行令（昭和27年政令第479号）</p> <p>(立体交差とすることを要しない場合)</p> <p>第三十五条 法第三十一条第一項 ただし書及び第六項 に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は次の各号に掲げるものとし、法第四十八条の三 ただし書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は第一号 及び第三号 に掲げるものとする。</p> <p>一 当該交差が一時的である場合</p> <p>二 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合及び鉄道が停車場に近接した場所で道路と交差する場合で、立体交差とすることによって道路又は鉄道の効用が著しく阻害される場合</p> <p>三 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく<b>こえる</b>場合</p>